

**第6次**  
**蒲都市地球温暖化対策実行計画**  
**(事務事業編)**

**令和6年3月**

**蒲都市**

# 目次

## 1 計画の基本的事項

(1) 計画改訂の背景 .....	1
(2) 計画の目的 .....	1
(3) 計画の対象範囲 .....	1
(4) 計画の対象とする温室効果ガス .....	2
(5) 計画の期間 .....	2
(6) 上位計画や関連計画との位置付け .....	3

## 2 事務事業における温室効果ガスの排出状況

(1) 基準年度 .....	4
(2) 温室効果ガス排出量の算定方法 .....	4
(3) 温室効果ガス総排出の推移 .....	4
(4) 2022（令和4）年度【現状値】における温室効果ガス排出量 .....	5

## 3 温室効果ガス総排出量の削減目標

(1) 「実行計画（事務事業編）」の削減目標 .....	6
(2) 関連する持続可能な開発目標（SDGs） .....	8

## 4 削減目標達成に向けた取組

(1) 削減目標達成に向けた5つの取組宣言 .....	9
(2) 具体的な個別の行動内容 .....	11
(3) 事務局の取組 .....	11

## 5 計画の推進

(1) 推進体制 .....	12
(2) 進行管理 .....	13
(3) 公表 .....	13

## 参考資料

削減目標達成に向けた2022（令和4）年度【現状値】からの削減量の目安参考 – 1 用語解説 .....	参考 – 2
（本文中*印をつけた用語は「用語解説」に説明があります。）	

# 1

## 計画の基本的事項

### (1) 計画改訂の背景

本市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律\*」（以下「温対法」という。）に基づき、本市の事務及び事業から排出される温室効果ガス\*を削減するため、2000（平成12）年3月に「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、京都議定書\*の目標に鑑みて削減目標を定めました。

2019（平成31）年4月には、温室効果ガスの削減ビジョンを全庁が共有し、ビジョン達成に向けて組織的かつ具体的に取り組んでいくため「第5次蒲郡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「前計画」という。）を策定し、温室効果ガスの削減に取り組んできました。

前計画の計画期間中に、地球温暖化\*に対する国や県などの政策は大きく変化しており、2050年カーボンニュートラルへの対応や気候変動への適応に向けた新たな政策を打ち出しています。本市においても、2021（令和3）年3月2日の市議会3月定例会において、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするまち「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、市民の皆様と一体となって取り組むことを宣言し、これまでの地球温暖化対策を強化し、カーボンニュートラルを推進すること、市の事務事業において市民や事業者の模範となるように率先して地球温暖化対策に取り組むことを明らかにしました。

このような背景を踏まえ、改訂された国の地球温暖化対策計画\*や、蒲郡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と整合を図り、新たな削減目標や施策を定め、更なる温室効果ガスの削減の取組を推進するために本計画を改訂するものです。

### (2) 計画の目的

「蒲郡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「実行計画（事務事業編）」という。）は、温対法に基づき、本市の事務及び事業から排出される温室効果ガスを削減するための計画です。

### (3) 計画の対象範囲

「実行計画（事務事業編）」は、本市のすべての事務事業を対象とします。

対象範囲とする組織や施設（指定管理施設を含む。）は、市の所管するすべての組織、施設とします。

## (4) 計画の対象とする温室効果ガス

「実行計画（事務事業編）」で削減対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項において7種類ありますが、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふつ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三ふつ化窒素（NF<sub>3</sub>）については、事務事業に伴う排出がないため、計画の算定対象外とします。

対象とする 温室効果ガス	① 二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）燃料の燃焼、電気の使用等に伴い発生する。 ② メタン（CH <sub>4</sub> ）燃料の燃焼、自動車の走行、下水処理等に伴い発生する。 ③ 一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）燃料の燃焼、自動車の走行等に伴い発生する。 ④ ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）カーエアコンの使用時等に発生する。
-----------------	---

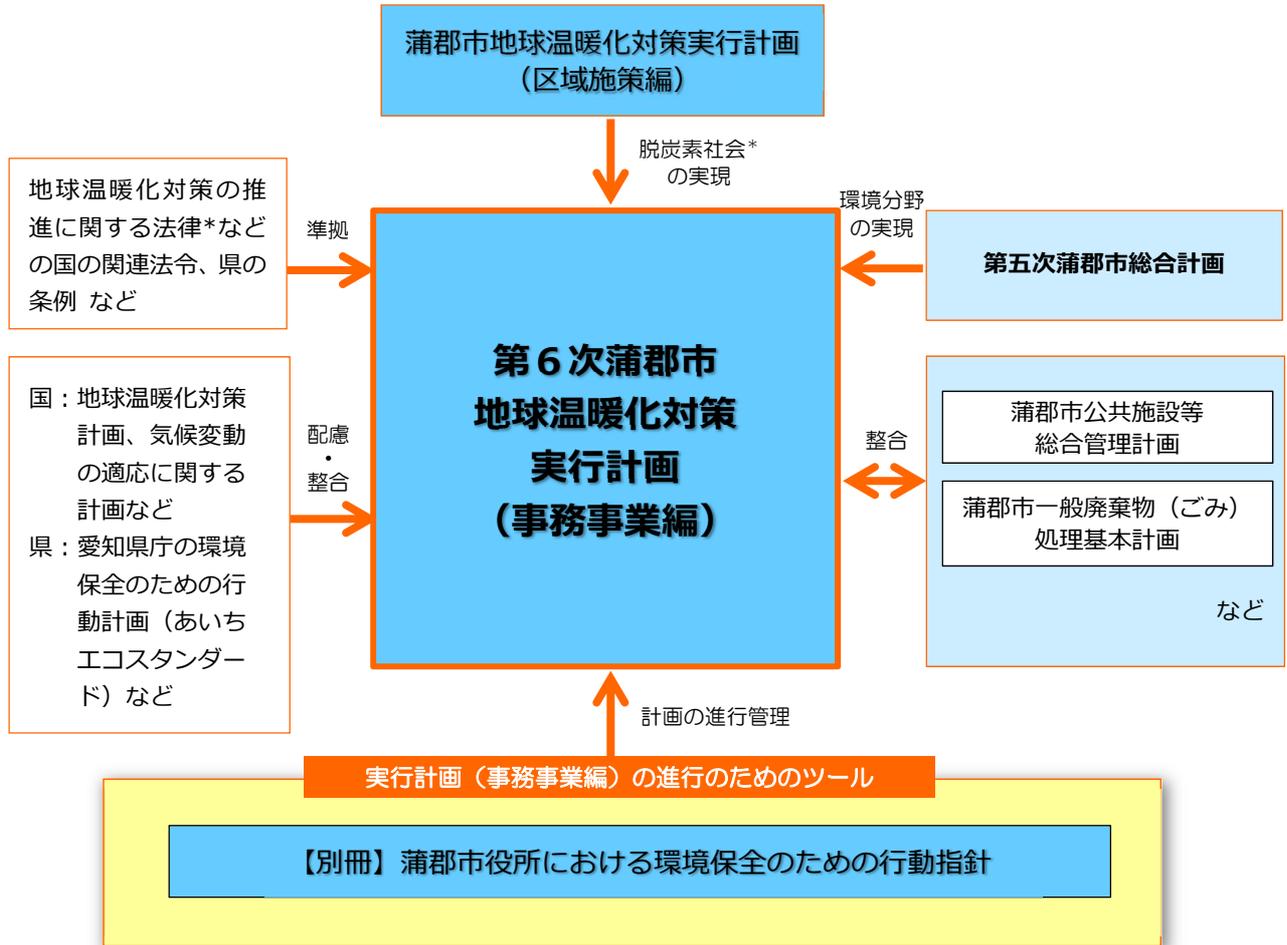
## (5) 計画の期間

「実行計画（事務事業編）」の計画期間は、2024（令和6）年度から2028年度（令和10）年度までの5年間とします。

ただし、地球温暖化対策に関する社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

## (6) 上位計画や関連計画との位置付け

「実行計画（事務事業編）」は、「温対法」に基づき策定したものであり、市の事務事業における脱炭素に係る施策等を具体化するための計画です。



## 2

# 事務事業における温室効果ガスの排出状況

### (1) 基準年度

国の地球温暖化対策計画と整合を図り、基準年度は2013（平成25）年度とします。

### (2) 温室効果ガス排出量の算定方法

ガス種類別の温室効果ガス排出量は、該当する活動区分について、温対法施行令第3条に基づき、原則として「活動量」に「排出係数」を乗じて算定します。

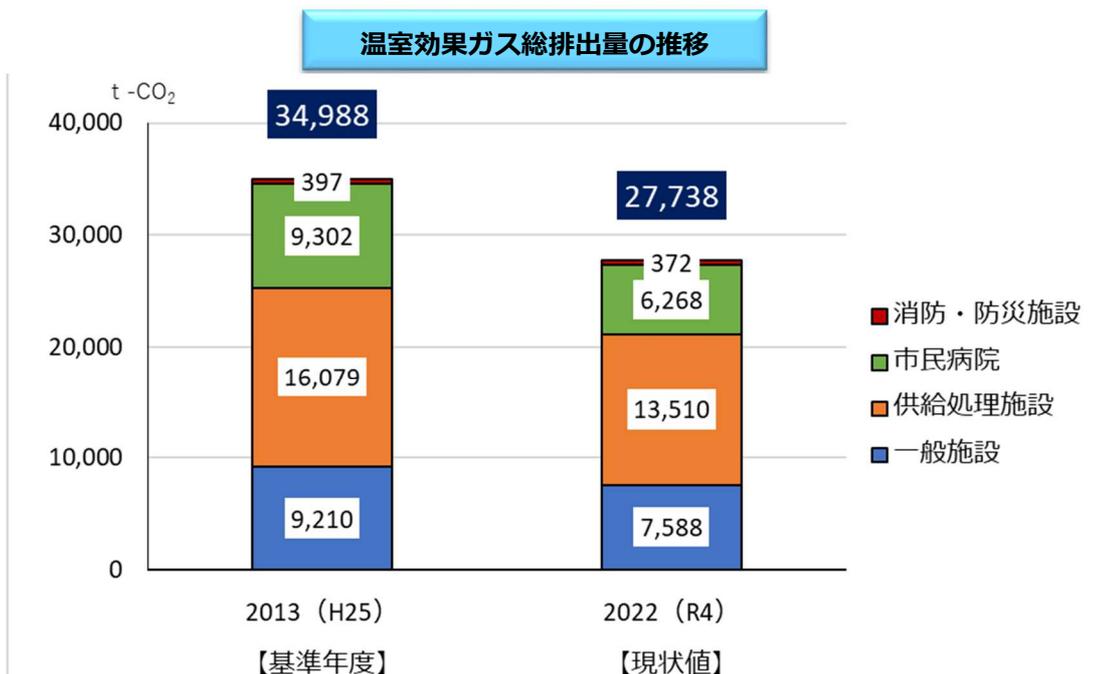
また、温室効果ガス総排出量は、上記で得られた排出量に「地球温暖化係数」を乗じて算定します。

なお、前計画までは、燃料使用量の削減状況を継続的に把握するため電力排出係数を電気事業連合会の目標値 0.37 t-CO<sub>2</sub> を固定値として算定していましたが、近年の再生可能エネルギーの普及に伴い、再エネ電力メニューの契約なども増えつつあることから、より実態に即した排出量把握のため、契約している電力会社の基礎排出係数を用いて算定するものとします。そのため、前計画までの排出量とは数値が異なります。

### (3) 温室効果ガス総排出量の推移

市の事務事業から排出される基準年度2013（平成25）年度の温室効果ガス総排出量は34,988 t-CO<sub>2</sub>、2022（令和4年）度は27,738 t-CO<sub>2</sub>となっており、基準年度比で20.7%の減少となっています。

2022（令和4）年度における施設種別では、供給処理施設（廃棄物処理施設、上下水道施設等）からの排出量が全体の48.7%を占めています。



#### (4) 2022（令和4）年度【現状値】における温室効果ガス排出量

市の事務事業から排出される2022（令和4）年度の温室効果ガス総排出量は、27,738 t-CO<sub>2</sub>です。温室効果ガス種別では、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）が総排出量の95.6%を占めています。

部局別では、クリーンセンターを所管している市民生活部からの排出量が最も多く11,684 t-CO<sub>2</sub>、全体の42.1%を占めており、次いで市民病院 6,268 t-CO<sub>2</sub>、22.6%などとなっています。

また、施設類型別では、供給処理施設からの排出量が最も多く13,510 t-CO<sub>2</sub>、全体の48.7%を占めており、次いで医療施設 6,268 t-CO<sub>2</sub>、22.6%などとなっています。

##### 部局別温室効果ガス総排出量

部局		温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	構成比 (%)
市長部局	危機管理課	0	0.0%
	企画部	2	0.0%
	総務部	499	1.8%
	市民生活部	11,684	42.1%
	健康福祉部	899	3.2%
	産業振興部	308	1.1%
	建設部	39	0.1%
	都市開発部	76	0.3%
	市民病院	6,268	22.6%
	上下水道部	2,015	7.3%
ボートレース事業部	ボートレース事業部	2,281	8.2%
消防本部	消防本部	372	1.3%
議会事務局	議会事務局	1	0.0%
教育委員会	教育委員会	3,293	11.9%
合計		27,738	100.0%

##### 施設類型別温室効果ガス総排出量

施設類型	温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	構成比 (%)
行政系施設	948	3.4%
供給処理施設	13,510	48.7%
子育て支援施設	329	1.2%
保健・福祉施設	655	2.4%
学校教育系施設	2,478	8.9%
観光施設	0	0.0%
公園・広場	12	0.0%
その他施設	2,281	8.2%
医療施設	6,268	22.6%
消防・防災施設	372	1.3%
市民文化系施設	668	2.4%
スポーツ・レクリエーション系施設	217	0.8%
合計	27,738	100.0%

※ 小数点以下の四捨五入の関係により、合計の項目の値と各項目の合計値が一致しない項目があります。

# 3

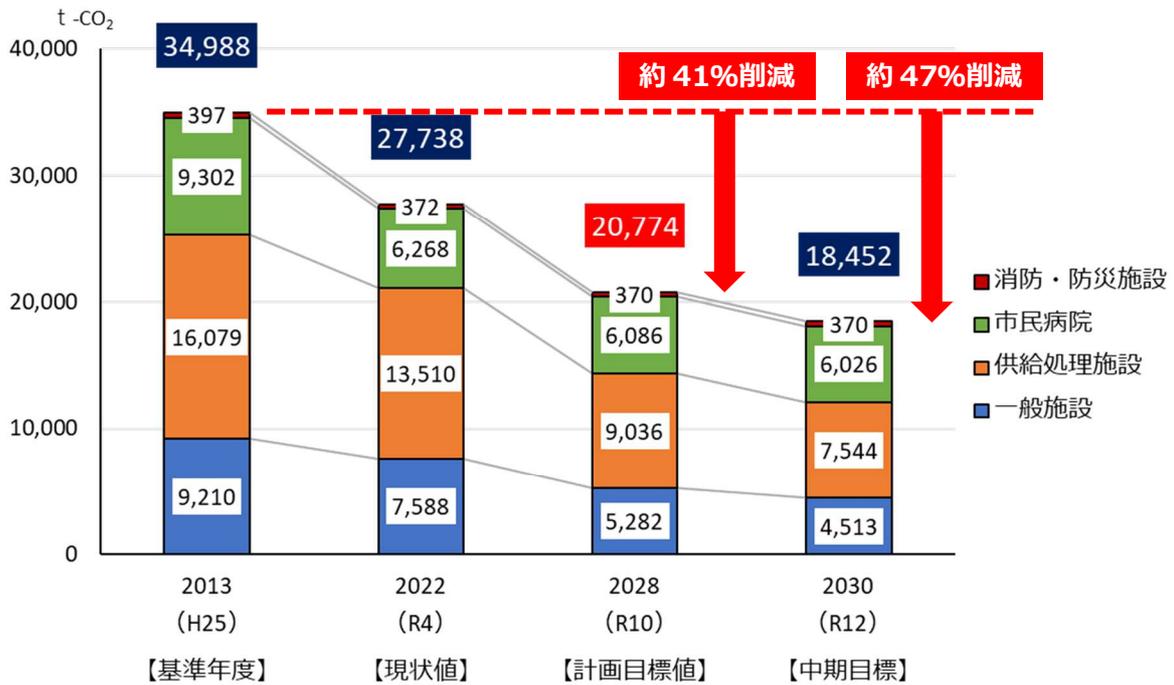
## 温室効果ガス総排出量の削減目標

### (1) 「実行計画（事務事業編）」の削減目標

「実行計画（事務事業編）」の計画目標年度 2028 年度（令和 10 年度）までの温室効果ガス総排出量の削減目標は、以下のとおりとします。

市の事務事業からの総排出量を  
2028（令和 10）年度までに、2013（平成 25）年度比で  
約 41%削減

温室効果ガス総排出量の削減目標



## 温室効果ガス総排出量の削減目標の設定について

本計画では、本市の全ての事務事業を対象としています。

ただし、市民の日常生活の維持に必要な廃棄物処理施設、消防施設、医療施設、上下水道施設等から排出される温室効果ガスは、ごみ処理量や水道使用量等の市民生活や経済活動に応じて排出量も増減するなど、温室効果ガス削減に向けた市の取り組みのみの効果を直接的に評価することが難しい事務事業です。

そのため、削減目標の設定に当たっては、「一般施設からの総排出量」と「事業系施設からの総排出量」に区分しました。

「一般施設からの総排出量」の削減については、国の「政府実行計画」の削減目標に準拠し 2030（令和 12）年度において、2013（平成 25）年度比で、51%削減と設定しました。

また、「事業系施設からの総排出量」の削減については、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）の中期的努力目標を準用し、2022（令和 4）年度を基準に、対前年比で年 1%ずつ温室効果ガス排出量の削減を目指すものとします。ただし、供給処理施設のうち一般廃棄物の廃プラスチック類の焼却に伴う排出量については、令和 6 年度中の蒲郡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改訂を見据え、2030（令和 12）年度までに 2013（平成 25）年度で約 58%削減と設定しました。

単位：t-CO<sub>2</sub>

項目	2013 年度 (平成 25) 【基準年度】	2028 年度 (令和 10) 【計画目標】	2030 年度 (令和 12) 【中期目標】
一般施設	9,210	5,282 42.7%	4,513 51.0%
供給処理施設	16,079	9,036 43.8%	7,544 53.1%
市民病院	9,302	6,086 34.6%	6,026 35.2%
消防防災施設	397	370 6.7%	370 6.8%
合計（総排出量）	34,988	20,774 40.6%	18,452 47.3%

※ 小数点以下の四捨五入の関係により、総排出量と項目の合計値が一致しない年度があります。

## (2) 関連する持続可能な開発目標 (SDGs\*)

「実行計画 (事務事業編)」の実施が本市の社会・経済など、複数の異なる課題の解決と相互に関連していることを示すため、以下に関連する SDGs を標記します。

標記した SDGs は、本計画の推進によって達成されるゴールであると同時に、「実行計画 (事務事業編)」をはじめとする本市の各種計画の推進によって達成されるゴールでもあることを認識しながら、施策の展開を図っていくものとします。



# 4

## 削減目標達成に向けた取組

### (1) 削減目標達成に向けた5つの取組宣言

「実行計画（事務事業編）」の温室効果ガス総排出量の削減目標を達成するため、私たち蒲郡市職員は、以下の取組を実行することを宣言します。

職員全員がデコ活<sup>※</sup>を実践します。

職員全員が高い意識を持ち、職務を遂行するには常に環境に配慮した賢い選択を心掛け、事務事業の省エネ<sup>\*</sup>に努めます。

#### ● 職員のデコ活の取組

項目	取組内容の例
空調	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調設定温度・湿度の適正化</li> <li>・使用されていない部屋の空調停止</li> </ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・照明を利用していない場所の消灯</li> <li>・照明を利用していない時間帯の消灯</li> </ul>
OA 機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・OA 機器の休日、夜間の通電停止</li> </ul>
エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2 UP 3 DOWN<sup>*</sup>運動の実施</li> </ul>
公用車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコドライブ<sup>*</sup>の実施</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコ通勤の実施</li> <li>・テレワークの実施</li> <li>・クールビズ・ウォームビズの実施</li> <li>・電子ファイルの利用による紙の使用抑制</li> <li>・紙を印刷する際には両面印刷、集約印刷の徹底</li> </ul>

設置されている設備機器を効率よく運用します。

施設を管理する所管課等は、保有の設備機器について定期的な保守・管理を実行するとともに、効率良く使用することで消費エネルギーの削減に努めます。

#### ● 設備機器の保守・管理の取組

項目	取組内容の例
熱源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷却水の水質管理</li> <li>・冷却塔充てん剤の補充</li> <li>・冷却塔熱交換器のスケール除去</li> </ul>
空調	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温湿度センサー、コイルやフィルター等の清掃</li> <li>・冷媒（特にフロン類）等の漏えい点検、充填</li> </ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・照明器具等の清掃</li> <li>・照明器具の定期的な保守及び点検</li> </ul>

● 設備機器の運用改善の取組

項目	取組内容の例
熱源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷温水出口温度の適正化</li> <li>・熱源機の停止時間の電源遮断</li> </ul>
空調	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調機設備・熱源機の起動時刻の適正化</li> <li>・空調設定温度・湿度の適正化</li> <li>・全熱交換器*の活用</li> </ul>
給湯等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給湯温度の適正化</li> </ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点灯時間の適正化</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出係数の低い電気事業者との受電契約</li> <li>・省エネ診断*や CO<sub>2</sub> 削減診断等の受診による運用改善</li> <li>・エコチューニング*事業の活用による運用改善</li> </ul>

施設・設備を更新する際は、省エネ性能の高いものを選択します。

公共施設の新築・改築・改修を行う際は、改正された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)」に基づく建築物の省エネ基準への適合義務などをふまえ、ZEB\*化に向けた検討を行うほか、環境に配慮した設計や資材、エネルギー効率に優れた空調設備や照明設備等の導入・更新を図り、より高い省エネ性能を有する公共施設の建設・工事に努め、建物自体の脱炭素化を図ります。

設備の更新時には、エネルギー使用量や設備投資によるイニシャルコスト・ランニングコストを比較し、環境省のLD-Tech\*認証制度により認定された設備機器を導入するなど、温室効果ガスの総排出量削減につながる効率的な設備機器等の優先的な導入に努め、エネルギー消費性能の向上を図ります。

また、蒲郡市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の利用状況や老朽度を把握しながら、維持管理・更新・新設などのあり方について、全体最適化の観点から効果的かつ効率的な管理・運営を実施していきます。

● 施設・設備機器の更新の取組

項目	取組内容の例
熱源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務用コージェネレーション*など、エネルギー消費効率の高い熱源機への更新</li> <li>・ポンプ台数制御システムの導入の検討</li> </ul>
空調	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調対象範囲の細分化</li> <li>・エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新</li> <li>・スケジュール運転・断続運転制御システムの導入の検討</li> </ul>
受変電	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー損失の少ない変圧器への更新</li> <li>・デマンド制御の導入の検討(ピーク電力の削減)</li> </ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・照明対象範囲の細分化</li> <li>・LED照明など高効率照明への更新</li> </ul>
建物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高断熱ガラス・二重サッシの導入の検討</li> <li>・屋上緑化*、壁面緑化*の推進</li> <li>・全体最適化の観点から効果的かつ効率的な管理・運営の実施</li> <li>・新築施設のZEB*化を検討</li> </ul>

項目	取組内容の例
公用車	・ 公用車の電気自動車、燃料電池自動車等の次世代自動車の導入
再生可能エネルギー*	・ 太陽光パネルの導入 ・ 太陽熱、小水力、地中熱等の活用の検討

物品等を調達する際は、環境に配慮したものを選択します。

物品や役務を調達する際には、国の調達方針やグリーン購入\*ガイドラインに適合した物品、電力、ZEV(ゼロ・エミッション・ヴィークル)\*等の優先的な導入に努めます。

再生可能エネルギー\*の導入を推進します。

公共施設には、自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、太陽光発電\*等の再生可能エネルギーを導入します。また、再生可能エネルギーや、コージェネレーションシステム、電気自動車（EV）、蓄電池等を活用した、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を検討します。

## (2) 具体的な個別の行動内容

具体的な個別の行動内容は、別冊「蒲都市役所における環境保全のための行動指針」により取り組んでまいります。

## (3) 事務局の取組

事務局は、削減目標やその取組の進行管理を行い、各部署・施設が円滑、かつ確実に地球温暖化対策を推進できるように支援します。

### ● 事務局の取組

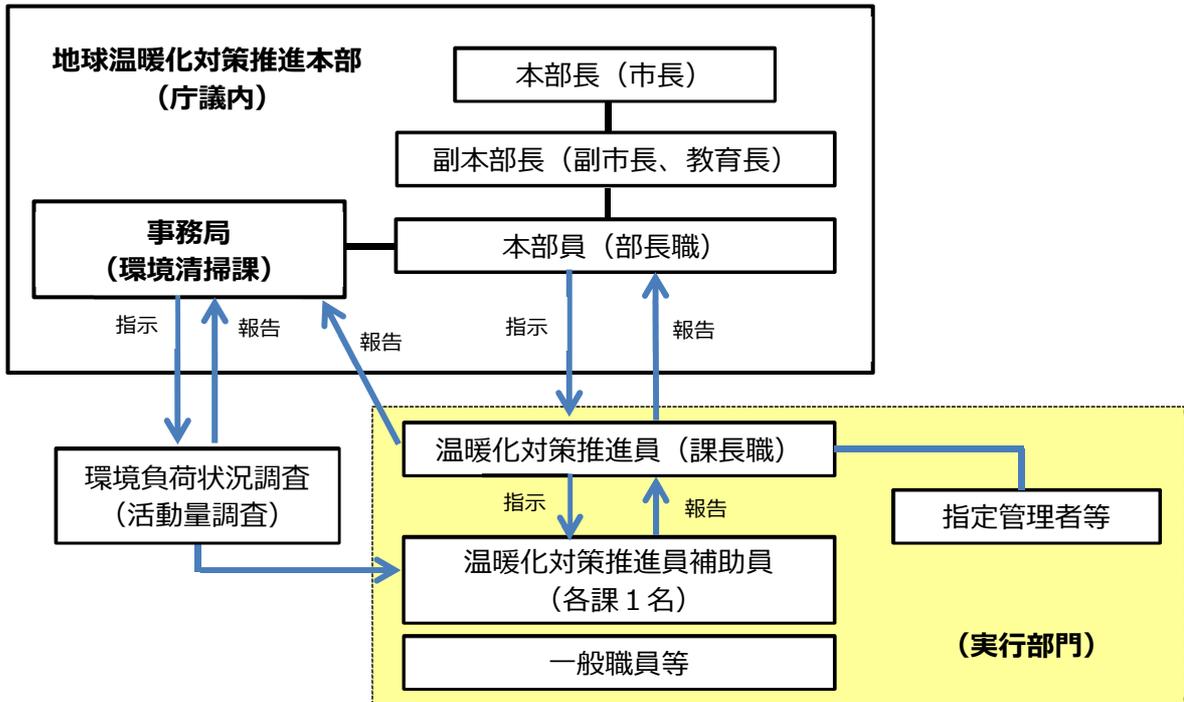
項目	取組内容の例
意識啓発・高揚	・ 「実行計画（事務事業編）」等の周知徹底 ・ 職員の地球温暖化対策への意識の啓発及び高揚
情報収集 情報提供	・ 設備機器の導入や運用改善等に関する各種補助事業等に関する情報収集及び情報提供 ・ 省エネ診断やCO <sub>2</sub> 削減診断等に関する情報収集及び情報提供 ・ リース事業やエコチューニング等に関する情報収集及び情報提供
進行管理	・ 各施設等のエネルギーデータに基づいて温室効果ガス排出量の算定、各種報告 ・ 各施設の地球温暖化対策に関する取組の支援
情報公開	・ 毎年度、取組結果を集計し、目標の達成状況を公表

# 5

## 計画の推進

### (1) 推進体制

「実行計画（事務事業編）」は、次の体制で実施します。



「本部長」である市長、副本部長である副市長、教育長のもと、「地球温暖化対策推進本部（庁議内。以下「本部」とします。）」をもって取組を推進していきます。

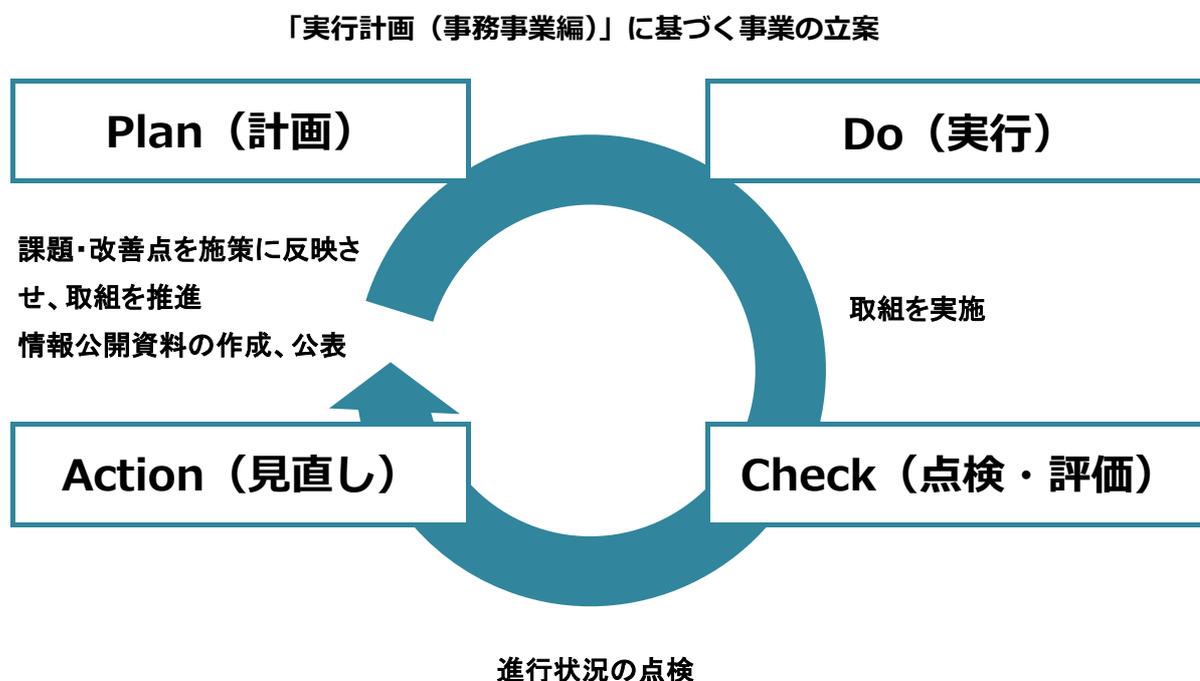
本部は、庁内の横断的な地球温暖化対策の取組や施策の調整と進行管理を行い、施策の実行部門である温暖化対策推進員に取組を指示します。これに対し温暖化対策推進員が取組を本部に報告します。「本部長」はそれらの結果を総括し、更なる取組へとつなげていきます。

温暖化対策推進員は各課長（公所）長とし、本計画に係る措置に自ら積極的に取り組むとともに、所属職員を指導し、対策を推進していきます。合わせて、温室効果ガス排出量に係る各課（公所）における活動量の報告に係る事務を補佐する温暖化対策推進員補助員を選任し、各課（公所）の活動量を事務局に報告します。

また、事務局は、各課（公所）の温室効果ガス総排出量や取組結果をとりまとめ、年度の取組結果を公表していきます。

## (2) 進行管理

「実行計画（事務事業編）」を着実に推進し、実効性のあるものとするため、次のとおり、PDCA サイクルによる計画の進行管理を行います。



Check（点検・評価）においては、年度ごとに各課、各施設から提出されるエネルギー使用量のデータに基づき、事務局（環境清掃課）が計画の進行状況等を点検・評価し、Action(見直し)で実績及び課題等と併せて公表します。さらに実績及び課題等の評価をふまえた改善案を次のPlan（計画策定）へ盛り込み、継続的に改善を図ることで、温室効果ガス総排出量の削減目標の実現に努めます。

## (3) 公表

「実行計画（事務事業編）」の毎年度の取組状況は、市のホームページ等で公表します。

## 參考資料

●削減目標達成に向けた 2022（令和 4）年度【現状値】  
からの削減量の目安

取組	t-CO <sub>2</sub>	
	計画目標年度 2028（令和 10）年度 までの削減量	中期目標 2030（令和 12）年度 までの削減量
デコ活の実践 設備・機器の運用改善の推進	895	1,193
設備・機器の更新の推進	1,073	1,431
電力調達見直し 電力排出係数改善	2,617	3,490
再生可能エネルギー設備導入	204	272
一般廃棄物焼却処理量の削減	2,175	2,900
削減量合計	6,965	9,286

※小数点以下の四捨五入の関係により、各項目の合計値が一致しない年度があります。

## ●用語解説

本文中に\*印がある用語について解説しています。

### 【あ行】

#### エコチューニング

業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うこと。

エコチューニングにおける運用改善とは、エネルギーの使用状況等を詳細に分析し、軽微な投資で可能となる削減対策も含め、設備機器・システムを適切に運用することにより温室効果ガスの排出削減等を行うことをいう。

#### エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術のこと。

例えば、アイドリングストップ、経済速度の遵守、急発進・急加速・急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

#### 屋上緑化・壁面緑化

ヒートアイランド現象の対策。建築物の断熱性、景観の向上などを目的として、屋根や屋上に植物を植え緑化すること。同様に、建物の外壁を緑化することを「壁面緑化」といい、つる性の植物を植栽し、窓を覆うように繁殖させることを「グリーンカーテン」と呼ぶ。

#### 温室効果ガス

大気中の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがある。これらのガスを温室効果ガスといい、地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFC<sub>s</sub>)、パーフルオロカーボン類(PFC<sub>s</sub>)、六ふっ化硫黄(SF<sub>6</sub>)、三ふっ化窒素(NF<sub>3</sub>)の7種類としている。

### 【か行】

#### 京都議定書

平成9年12月に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」において採択された議定書。平成17年2月に発効した。先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意された。

#### グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境に与える影響ができるだけ小さいものを選んで優先的に購入すること。平成13年には国等によるグリーン調達促進を定める、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)が制定されている。

#### コージェネレーション

熱電供給システムともいう。ガスタービンやディーゼルエンジンで発電する一方、その排出ガスの排熱を利用して給湯・空調などの熱需要をまかなうエネルギーの効率的運用システムのこと。

## 【さ行】

### 再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

### 省エネ（省エネルギー）

エネルギーを消費していく段階で、無駄なく・効率的に利用し、エネルギー消費量を節約すること。

### 省エネ診断

事業所等に省エネの専門家が訪問し、エネルギーの使用状況を診断し、省エネに関する提案や技術的な指導を行うもの。

### 全熱交換器

換気の際に、冷暖房により調整された温度・湿度をあまり損なうことなく、外気と交換することができる装置

## 【た行】

### 太陽光発電

シリコン、ヒ素ガリウム、硫化カドミウム等の半導体に光を照射することにより電力が生じる性質を利用して、太陽光によって発電を行う方法のこと。

### 脱炭素社会

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、排出量が「実質ゼロ」を目指す社会のこと。

### 地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

### 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画

### 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

京都で開催された「国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」での京都議定書の採択を受け、日本の地球温暖化対策の第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律

## デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）

「デコ活」とは、2050年カーボンニュートラル及び2030年度CO<sub>2</sub>削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための新しい国民運動のことで、「デコ活」の「デコ」は、英語の脱炭素「デカーボナイゼーション」と「エコ」を組み合わせた造語で、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を減らす環境に良い活動という意味が込められている。

生活がより豊かに、より自分らしく快適・健康で、そして2030年温室効果ガス削減目標も同時に達成する、新しい暮らしを提案している。

## 【英数】

### LD-Tech

エネルギー消費量削減、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量削減のための先導的な要素技術、または、それらが適用された設備、機器等のうち、エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出削減に最大の効果をもたらすもの。

### SDGs

「Sustainable Development Goals」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された、先進国も取り組む2016年から2030年までの国際目標のこと。

持続可能な世界を実現するための包括的な17のゴール、目標を定めており、その実施指針では地方自治体の計画等の策定、改訂時にはSDGsの要素を最大限反映することが奨励されており、本計画ではその17の目標のうち、関連する7つの目標を示している。

### ZEB

Net Zero Energy Buildingの略称であり、ビルの断熱性・省エネ性能を上げるとともに、太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、消費エネルギーの収支がプラスマイナス「ゼロ」となることを目指したビルのこと。

ZEBの判断基準により『ZEB』、『Nearly ZEB』、『ZEB Ready』、『ZEB Oriented』の4段階に区分されている。

### ZEV

Zero Emission Vehicle（ゼロ・エミッション・ヴィーグル）の略。走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)のこと。

### 2UP 3DOWN

エレベーターを利用する際に、2階上がったたり（= 2UP）3階下りたり（= 3DOWN）する程度であれば、エレベーターでなく階段を利用する省エネルギーの方法